平成２１年（フ）第３２７２号
大阪市西区新町１丁目21番８―2803号
破産者　高山京子こと　崔　　京子
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２７３号
大阪府堺市南区鴨谷台２丁３番３―1504号
破産者　金原毬子こと　崔　　外生
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２７４号
京都市北区小山東大野町90番地６
破産者　瀧川裕枝こと　井上　裕枝
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２７５号
京都市上京区仲御霊町73、住民票上の住所京都市北区小山東大野町90番地６
破産者　安藤雅佐美
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６３９号
神戸市西区井吹台北町１丁目17番地の１321号、開始決定時の住所神戸市西区井吹台東町２丁目１番地２―903号
破産者　加納　榮三
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５号
兵庫県三木市口吉川町久次230番地の６
破産者　日渡百合子
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７号
福岡県大川市大字小保678番地５
破産者　江口　孝範
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
北海道旭川市東光９条６丁目２番16号
破産者　橋本　英彦
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９７号
北海道旭川市旭町２条17丁目199番地の119
破産者　内田　淳子
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１号
釧路市鳥取北10丁目18番25号　サンライト鳥取２階202号室
破産者　高木　良子
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１６号
北海道足寄郡足寄町西町１丁目３番地の10
破産者　加藤　守克
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第８０号
石川県小松市串町己31番地１
破産者　割烹きたむらこと　北村　伸一
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第８１号
石川県小松市串町己28番地１
破産者　北村　哲也
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１９２号
長野県木曽郡大桑村大字野尻1741番地の１
破産者　舟橋　計雄
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第６４号
佐賀県唐津市中原2685番地16
破産者　浦川　幸弘
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第８４号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦156番地９
破産者　木原鮮魚店こと　木原　政未
1　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
2　一般調査期日　平成27年９月３日午後２時15分
平成27年７月17日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目31番15号エクセレント南武庫之荘104号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市塚口町６丁目37番地の19
破産者　北村　能伸
1　破産債権の届出期間　平成27年８月14日まで
2　一般調査期日　平成27年10月23日午前10時45分
平成27年７月15日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３３３号
埼玉県蕨市南町３丁目24番14号　サンライズビル701号
破産者　金子　　覚
1　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで
2　一般調査期日　平成27年９月29日午前10時45分
平成27年７月14日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６８号
神奈川県横須賀市大矢部５丁目10番７号
破産者　株式会社アステック
1　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで
2　一般調査期日　平成27年10月23日午前10時30分
平成27年７月17日
横浜地方裁判所横須賀支部